

「ご存じですか？」

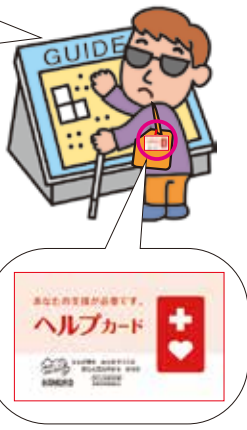
ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプカード

ヘルプカードは、障害などがあり援助を必要とする方が携帯することで、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方にお願ひするための手段となるよう、市が作成したカードです。

ヘルプカードには、手助けしてほしい内容が書いてあります。ヘルプカードを持っている方を見かけたら、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方



困っている事を伝えられない...

ヘルプカードだ！声かけてみよう！



ヘルプマーク

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が身に付けることで、周囲の方からの援助が得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプマークを付けている方を見かけたら、電車内で席をゆずるなど、思いやりのある行動をお願いします。

対象 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など



▲ヘルプマーク

カード・マークの配布

いずれも対象の方へ、市役所1階障害福祉課窓口で配布しています。

※ヘルプマークは数に限りがありますが、なにより次第配布を終了しますが、都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩モノレール各駅（一部を除く）でも配布しています。確認の上受け取ってください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係 ①172

9月は「燃やせるごみ分別強化月間」

市では、燃やせるごみの減量を推進するため、毎年2・5・9月を「燃やせるごみ分別強化月間」としています。

平成25年度に市内全域から回収した燃やせるごみを調査した結果、資源化できるごみが全体の約1割入っており、前年に比べ、容器包装プラスチックと古繊維の割合が増加しました。

次のポイントに注意して、資源化できるものは分別して燃やせるごみの減量にご協力をお願いします。

分別ポイント

3種類のごみ袋を設置

紙類を入れる「雑紙」、菓子の容器などを入れる「容器包装プラスチック」、ティッシュなどを入れる「燃やせるごみ」の3種類のごみ袋を置くなどすると、簡単に分別することができます。



容器包装プラスチック

「プラマーク」がついているものは、すべて容器包装プラスチックです。

カップ麺の容器やシャンプーの容器、惣菜のパックなどは「容器包装プラスチック」として、洗ったり拭いたりして汚れを落とし、

資源Bの収集日に透明または半透明の袋に入れて出してください。



古繊維

カーテンやシート、布切れなどは「古繊維」として、ひもで束ねて資源Aの収集日に出してください。

多少の汚れがついたものや穴が開いているものでも資源になります。雨などで濡れると資源になりません。雨の日を避けて出してください。



問合せ 生活環境課生活環境係 ②205

指定管理者の募集

（羽村市農産物直売所・羽村市弓道場）

募集および選定方法

羽村市農産物直売所と羽村市弓道場は、施設の管理・運営に指定管理者制度を導入してきました。現在の指定管理者の指定管理期間が、平成27年3月31日に終了します。

指定管理者の募集は企画提案型公募（プロポーザル方式）とし、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会が審査を行い、市としての候補者を選定します。その後市議会の議決を経て指定管理者を決定します。

平成27年4月1日から指定管理者として施設の管理・運営を行っていただく法人・その他団体を募集します。

応募要領などの配布

配布期間 9月1日(月)～10月10日(金)（土・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時

配布場所 市役所3階契約管財課

※応募要領・業務仕様書・提出書類の様式は、9月1日(月)午前10時から、市公式サイトでダウンロードすることが出来ます。

応募方法

次の期間に、指定の様式の事業提案書および関係書類を持参してください。

応募期間 10月6日(月)～10日(金)

午前8時30分～午後5時

提出先 市役所3階契約管財課

今後のスケジュール

▽9月 指定管理者の募集

▽10月 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催

▽11月 応募者へ審査結果通知

▽12月 議会による指定管理者の指定の議決／協定の締結

▽4月 指定管理業務の開始

▽4月 指定管理業務の開始

問合せ

○農産物直売所について：産業課 農政係 ☎663

○弓道場について：スポーツ推進課スポーツ推進係（スポーツセンター内） ☎55510033

○応募要領、業務仕様書について：契約管財課契約係 ☎394



「ご存じですか？」

焼却行為の決まりごと！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」により、次のことが定められています。

禁止

- 法規によらない廃棄物の焼却
- 規定を満たさない小規模焼却炉を用いた廃棄物などの焼却
- 廃棄物焼却炉を使用しない廃棄物などの焼却
- ※一般的な家庭向けの小型焼却炉は使用できません。

例外

- 次の焼却行為は例外として認められています。
 - 伝統行事・風俗習慣や宗教上の行事のための焼却行為（大文字焼き・どんと焼きなど）
 - 農業・林業を営むためのやむを得ない焼却行為（害虫駆除・霜害対策など）
 - 日常生活を営む上で行われる軽微な焼却行為（庭先でのたき火、キャンプファイア、バーベキューなど）
 - 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為
- 廃タイヤや廃塩化ビニールなどの廃棄物焼却行為は、いかなるときも禁止です。
- 周辺生活環境へ支障がないよう、十分に配慮し、事前に近所の方への周知などを行い、トラブル・苦情などが生じないようにしてください。
- 煙が出る時は、事前に消防署に相談し、揚煙届出などの手続きを行ってください。



問合せ 環境保全課環境保全係 ☎226

羽村市弓道場

弓道場は、市民の皆さんにスポーツを楽しむことのできる場所を提供することで、健康・体力づくりを推進していくことを目的に設置しています。